

実行団体審査会議議事概要

1 日 時 令和2年2月5日(水) 13:00~15:35

2 場 所 更生保護会館3階「島津ルーム」

3 出席者 委員長 久保 貴(東京福祉大学教授)
委 員 安藤良子(栃木県保護司会連合会長)
委 員 重松 弘 (公益財団法人矯正協会常務理事)
委 員 伊達雅則 (社会福祉士、元中央共同募金会総務部長)

小長井賀與委員(立教大学特定課題研究員)は海外研究のため欠席であるが、事前に手元審査資料を事務局で受領済み

4 陪席者 更生保護法人日本更生保護協会 常務理事・事務局長 蛭原正敏
事務局次長 長谷川正光
書記 藤井郁子、村上富美
JANPIA プログラムオフィサー 宮嶋隆行、根尾智子

5 議題 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく2019年度資金分配団体である更生保護法人日本更生保護協会による実行団体公募申請事業の審査

6 議事の前提

事務局が、申請のあった各事業について、申請書類等の内容の確認、事業運営体制の確認を行うとともに、個別に選定申請団体代表者へのヒアリングを実施した。

審査委員は本会議に先立ち、事務局から送付された各申請団体の申請書類の写し(団体名を伏せたもの)に基づいて手元審査を行った上で、審査会議に臨んだ。

また、手元審査の過程で生じた疑問については、事務局を經由して選定申請団体に質問し、事務局が選定申請団体の回答(団体名を伏せたもの)を審査委員に戻すことで質疑応答を行った。

7 議事要旨

議事に先立ち、出席委員の互選により久保委員が審査委員長に選出され、議長として議事を進行した。

議事においては、各審査委員が事前に実施した手元審査の結果を相互に確認するとともに、事務局からヒアリング結果の聴取と補足説明を受けた上で、各事業の内容について検討し、日本更生保護協会理事長に対して選定を推薦する事業、推薦を見送る事業を決定した。

(1) 日本更生保護協会理事長に対し選定を推薦する事業（10事業）

審査委員全員が一致して選定すべきとの意見のあった事業がなかったため、複数の委員から選定すべきとの意見があった事業のうち選定見送りの意見のなかった事業から検討を行い、次の6事業を推薦することとした。

- 事業番号1 「社会的な養護が必要な罪を犯した子ども・若者の全国連携拡充」事業
- 事業番号5 「触法依存者の顕在化と継続可能な再犯防止及び回復の取組」事業
- 事業番号7 「刑務所出所者等就労支援事業の狭間を埋める支援」事業
- 事業番号8 「地域社会での更生保護団体による『生きづらさ』を抱えた人たちへの『居場所』と『出番』の提供及び『息の長い支援』整備」事業
- 事業番号11 「非行等の問題行動がある無職少年の職場体験事業・職場定着支援」事業
- 事業番号17 「退所者フォローアップ支援」事業

このうち事業番号1については、実行団体を任意団体(ネットワーク組織)ではなく、ネットワーク組織に参加している各NPOのコンソーシアム方式としたほうが適当ではないかとの意見も出されたが、選定の条件とまではせず、審査委員会からの指摘にとどめることとした。

次に審査委員間で意見の分かれている事業について検討を行い、以下の4事業を推薦することとした。

- 事業番号3 「依存症的窃盗障害等の傾向のある者に対する地域生活安定化支援」事業
- 事業番号13 「地域の力をつないだ複合型再犯防止」事業
- 事業番号15 「社会的孤立状態にある人々の地域生活定着支援」事業
- 事業番号16 「パープルエイド・BLUE CROSS MOVEMENT」事業

また、上記10事業の中で辞退団体があった場合等に推薦する事業として次の事業を選定した。

事業番号12 「当事者による刑余者の為の暮らし、仕事社会復帰支援」事業

(2) 推薦を見送ることとした事業(9事業)

以下の9事業については、「選定基準」等に照らし、審査委員会として理事長への推薦を見送ることとした。

事業番号2 「少年たちに就労の概念を」事業

事業番号4 「居室の整備」事業

事業番号6 「女子のための子どもシェルター開設」事業

事業番号9 「BBS杯スケートボード大会」事業

事業番号10 「青少年の更正・自立支援」事業

事業番号14 「居場所づくりと就労支援による更生支援モデル」事業

事業番号18 「高齢者司法福祉コーディネート」事業

事業番号19 「BBSによる非行少年等のRE：スタートに向けた支援」事業

事業番号20 「非行を犯した少年の地方創生」事業

なお、事業6については事業内容を審査委員全員が高く評価した案件であるが、2020年度単年度事業であり、3年継続事業を主な対象とする本事業の助成スキームでは2020年度1回限りの助成となることから2021年度以降の助成金が有効に活用できない恐れがあること、また、シェルターの運営が当初から公的制度によることを当該団体が想定しておりシェルターの設置に対する助成を求めていることが事務局のヒアリングでも確認されたため、見送りとした。

以 上